

一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会定款第25条に基づく一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）役員候補者の選出に必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会・立会人)

第2条 理事会は、正会員の中から3名の選挙管理委員と1名の立会人を委嘱する。役員候補者の選出に関する管理は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会規程は、別に定める。

3 立会人は、投票及び開票に不正がないことを監視する。

(選挙人・被選挙人)

第3条 役員選挙は、役員任期にあわせて2年毎に行う。

2 会員校のうち正会員を代表する1名を選挙人、同じく1名を被選挙人として、選挙実施年の年度初めに登録する。

3 被選挙人は、選挙人を兼ねることができる。

(区分け)

第4条 区分けは大学卒と短期大学卒とする。

2 大学卒は、別表1に規定する6地区とし、当該地区別に選挙人・被選挙人を置く。

3 短期大学卒は、別表1に規定する全国1地区とし、選挙人・被選挙人は短期大学に所属する者とする。

4 第2項に定める大学卒の地区分けは、選挙人名簿作成時に登録されている会費請求書送付先住所に基づき決定する。

(理事候補者の選出)

第5条 前条に定める大学卒・短期大学卒の理事定数に相当する数の理事候補者を投票により選出する。

2 大学卒の理事定数は、会員校が29校以下の地区は2名、会員校が30校～45校の地区は3名とし、45校以上の地区は4名とする。

3 短期大学卒の理事定数は、1名とする。

(監事候補者の選出)

第6条 監事候補者の選出は、大学卒・短期大学卒にかかわらず、被選挙人の中から投票により2名選出する。

(指名理事の選出)

第7条 会長は、本法人運営の円滑化を目的として、正会員の中から2名以内で理事候補者を指名することができる。

(補欠の選出)

第8条 補欠は、理事候補者については、各地区別および短期大学卒において得票数の多い2名をそれぞれ選出する。監事候補者についても、得票数の多い2名を選出する。

(選挙の告示)

第9条 選挙管理委員会委員長は、選挙実施の3ヶ月前までに、役員選挙を告示する。

(投票及び開票)

第10条 投票は、無記名式とする。

- 2 選挙の投票方法は、選挙管理委員会が別に定める。
- 3 理事候補者の投票は、大学卒では当該地区の理事定数に相当する候補者数を選出・投票する。
- 4 理事候補者の投票は、短期大学卒では1名を選出・投票する。
- 5 監事候補者の投票は、2名を選出・投票する。
- 6 開票は、選挙管理委員会が行う。

(役員候補者の決定)

第11条 大学卒各地区別および短期大学卒において、有効得票数の多い者から順に理事候補者とし、第7条により指名された2名以内の理事候補者を加えたものを合わせて理事候補者とする。

- 2 監事候補者は、有効得票数の多い者から順に2名を監事候補者とする。
- 3 役員候補者において同数の有効得票を得た者については、抽選により順位を決定するものとし、抽選の方法は選挙管理委員会へ一任する。
- 4 役員候補者として理事候補と監事候補に選出された者は、理事候補者とする。

(役員候補者選任案の作成と承認)

第12条 理事会は、役員候補者選任案を作成し、社員総会に提出し承認を得る。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成29年7月15日から施行する。

平成29年7月14日に選任された理事の任期は平成30年度総会までとし、既に就任している理事については平成30年度総会までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年5月26日から施行する。

(別表1) 理事候補者選出時の区分けと地区名

区 分 け	<u>地区名と該当する都道府県名</u>
大 学 校	<u>1. 北海道・東北 地区</u> 北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
	<u>2. 関東（東京以外）地区</u> 群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、神奈川
	<u>3. 東京・甲信越 地区</u> 東京、山梨、長野、新潟
	<u>4. 中部 地区</u> 愛知、岐阜、静岡、富山、石川、福井、三重
	<u>5. 近畿 地区</u> 大阪、京都、奈良、和歌山、滋賀、兵庫
	<u>6. 中国・四国・九州・沖縄 地区</u> 鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、 佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
短 期 大 学 校	<u>全都道府県</u>